

人事院会議議事録

会議日

令和4年3月24日 木曜日

会議の出席者

川本総裁 立花人事官 古屋人事官
(幹事) 松尾事務総長、柴崎総括審議官
(説明員) (官房部局)
福西審議官、綾部公文書監理室長

議題

人事院規則2-1-5（人事院の職員に対する個人情報の取扱いに係る権限又は事務の委任）等の制定

議事の概要

- 議題「人事院規則2-1-5等の制定」について、担当局から別添のとおり説明があった。
- 議題については、三人事官一致で議決された。

人事院規則 2-15 (人事院の職員に対する個人情報の取扱いに係る権限又は事務の委任) の制定等について

令和 4 年 3 月 24 日
事 務 総 局

1 理由

デジタル社会形成基本法に基づきデジタル社会の形成に関する施策を実現するため、令和 3 年 5 月 19 日に「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律 (令和 3 年法律第 37 号)」が公布された (令和 4 年 4 月 1 日施行)。これに伴い、個人情報の保護に関する法律 (以下「個人情報保護法」という。)、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律 (以下「行政機関個人情報保護法」という。)、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律の 3 本を 1 本の法律に統合するとともに、統合後の法律において共通ルールを規定し、全体の所管を個人情報保護委員会に一元化することになった。

については、人事院の職員に対する個人情報の取扱いに係る権限又は事務の委任に関し、行政機関個人情報保護法第 46 条 (権限又は事務の委任) に基づき人事院規則 2-13 (人事院の職員に対する個人情報の取扱いに係る権限又は事務の委任) が制定されていたが、権限又は事務の委任の根拠となる行政機関個人情報保護法そのものが廃止されるため、同規則も廃止することとした。

個人情報の取扱いに係る権限又は事務の委任については、従前と同様に人事院の職員に対する個人情報の取扱いに係る権限又は事務の委任ができるよう措置するため、新たに規定が設けられる個人情報保護法第 124 条 (権限又は事務の委任) に基づく人事院規則 2-15 を新たに制定することとしたい。

2 内容

- (1) 人事院規則 2-15 (人事院の職員に対する個人情報の取扱いに係る権限又は事務の委任) の制定

行政機関個人情報保護法の廃止に伴い、人事院規則 2-13 が廃止となることから、引き続き従来と同様の事務手続きを行うため、個人情報保護法第 124 条の規定に基づき、人事院規則 2-15 を制定する。

- (2) 令和 4 年人事院公示第 10 号 (人事院公示の廃止) の制定

平成 17 年人事院公示第 7 号及び第 8 号を廃止する令和 4 年人事院公示第 10 号を制定する。

- (3) 令和 4 年人事院公示第 11 号（人事院の職員に対する個人情報の取扱いに係る権限又は事務の委任）の制定

行政機関個人情報保護法の廃止に伴い、平成 17 年人事院公示第 7 号が廃止となることから、引き続き従来と同様の事務手続きを行うため、人事院規則 2-15 第 1 条の規程に基づき、令和 4 年人事院公示第 11 号を制定する。

- (4) 令和 4 年人事院公示第 12 号

行政機関個人情報保護法の廃止に伴い、平成 17 年人事院公示第 8 号が廃止となることから、引き続き従来と同様の事務所の指定をするため、個人情報保護施行令第 26 条第 3 項第 2 号の規程に基づき、令和 4 年人事院公示第 12 号を制定する。

3 施行日

令和 4 年 4 月 1 日

以 上